

1 経緯

- 平成22年3月末で失効した改正前の過疎法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望。
 - ⇒ 議員立法による法案の国会提出に向けて、各会派間で協議・調整が行われた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。
 - ⇒ 衆議院は3月2日、参議院は3月10日にいずれも全会一致で可決、3月17日に公布、4月1日から施行。

2 法律の概要

- **過疎法の失効期限の延長**
 - ・6年間の延長 ⇒平成28年3月31日まで
- **平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加**
 - ・これまでの過疎地域に加え、改正前の過疎法の考え方に即し、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加(⇒58団体が追加)
- **過疎地域自立促進のための特別措置の拡充**
 - (1) **過疎対策事業債のいわゆるソフト事業への拡充**
 - ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
 - (2) **過疎対策事業債の対象施設の追加**
 - ・図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加。小中学校の校舎等の統合要件を撤廃
 - (3) **国税(所得税・法人税)に係る減価償却の特例の拡充**
 - (4) **地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充**
 - ・(3)(4)とも対象からソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業(コールセンター)を追加
- **地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し**
 - ・過疎地域自立促進方針(都道府県が策定)、同市町村計画及び同都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けの廃止、市町村から都道府県に対する事前協議の内容の見直し など
- **施行期日は平成22年4月1日**(※ただし、失効期限の延長に係る改正は、公布の日から施行)

過疎地域市町村の合併と過疎法の適用について

平成14年4月1日 1,210市町村
↓
平成22年4月1日 776市町村

過疎地域市町村の市町村合併があった場合

(過疎地域市町村と非過疎市町村の合併、過疎地域市町村同士の合併)

新たな市町村について判定

過疎地域の要件 (2条1項) (人口要件・財政力要件)

↓ 該当する (2条1項適用)

全域が過疎地域市町村 (582市町村)

↓ 該当しない

過疎地域とみなす要件(33条)

規模要件：廃置分合等前の過疎地域市町村の人口が1/3以上または、廃置分合等前の過疎地域市町村の面積が1/2以上

かつ 社会基盤の整備が十分でなく、住民福祉の向上が阻害されていること

人口要件：S40年～H12年の35年間の人口が減少 (22.3.31以前の合併)

S35年～H17年の45年間の人口が減少 (22.4.1以後の合併)

かつ S50年～H12年の25年間の人口が減少 (22.3.31以前の合併)

S55年～H17年の25年間の人口が減少 (22.4.1以後の合併)

財政力要件：廃置分合等前3か年平均の財政力指数 0.42 以下 (22.3.31以前の合併)
0.56 以下 (22.4.1以後の合併)

※ 財政力指数

0.42～0.71以下 (22.3.31以前の合併)

0.56～0.70以下 (22.4.1以後の合併)

5年間に限り、「みなし過疎」

それ以後は、「一部過疎」

↓ 該当する (33条1項適用)

全域を過疎地域市町村とみなす
(いわゆる「みなし過疎」) (35市町村)

↓ 該当しない (33条2項適用)

合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす
(いわゆる「一部過疎」) (159市町村)

[過疎地域の状況]	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H22.4.1)	776	1,727	44.9%
人口(平17国調:万人)	1,124	12,777	8.8%
面積(平17国調:km ²)	216,477	377,915	57.3%